

# 第1節 計画作成の趣旨等

---

## 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、小千谷市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画及び新潟県地域防災計画に基づき小千谷市の地域にかかる防災に関し必要な事項を総合的に定めるものとする。

## 2 計画の性格及び構成

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき小千谷市防災会議が策定する小千谷市地域防災計画のうち次に掲げる風水害等に関する計画であり、本市における風水害等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

- ア 風水害（暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による災害）
- イ 雪害
- ウ 林野火災
- エ 鉄道事故災害
- オ 道路事故災害
- カ 危険物等事故災害

小千谷市地域防災計画は、本編の「風水害対策編」並びに別冊の「震災対策編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成する。

## 3 計画の範囲

本計画は、次の各号に掲げる計画を包含するものであり、暴風雨、豪雨、洪水、雪害等に関するものである。

- (1) 災害対策基本法に基づく防災計画
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の規定に基づき市が定める水防計画
- (3) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第14号及び第18条の2第7号の規定に基づき小千谷市消防本部が定める消防計画
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第30条の規定に基づき、県知事から市長に委任された場合の災害救助計画
- (5) 災害救助法適用前の救助事務に関する計画

## 4 計画の修正

本計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

## 5 計画の習熟等

防災関係機関は、平常時から訓練、研究その他の方法により、本計画の習熟及び周知に努めるとともに、本計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

## 6 複合災害への配慮

### (1) 複合災害への備えの充実

市、県及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

### (2) 要員・資器材投入の対応計画の整備

市、県及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員・資器材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資器材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

### (3) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

### (4) その他

本編に定めのない複合災害時の対策は、「震災対策編」の定めることによる。

## 7 共通用語

本計画において用語の定義は、次のとおりである。

- ・自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- ・要配慮者 高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。
- ・避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。
- ・避難場所 災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所及び施設をいう。
- ・指定緊急避難場所 避難場所のうち、市が指定したもの。
- ・避難所 避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
- ・基幹避難所 指定避難所のうち、救護所の設置が予定され、地区の拠点となる避難所をいう。
- ・指定避難所 避難所のうち、市が指定したもの。
- ・り災証明書 災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。

## 第2節 市民及び防災関係機関等の責務と 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 基本方針

(1) 市民、地域及び行政（防災関係機関）による取組の推進並びに外部支援及び相互協力による補完体制の構築

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、市民、地域及び行政（防災関係機関）の各主体がそれぞれの責務を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互協力により補完し、もって災害予防、応急対策、災害復旧及び復興対策のための活動が円滑に実施できるよう体制の構築を目指す。

気候変動による豪雨の増加傾向や少子高齢化等による社会環境の変化が顕在化し、風水害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、たとえ、大規模な豪雨等が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い小千谷市」を実現していく。

ア 市民及び企業等に求められる役割

(ア) 市民及び企業等は、災害又はその要因となるような事象への関心を高め、住民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。

(イ) 市民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。

(ウ) 市民及び企業等は、自らの責任において自身及び保護すべき者の災害に対する安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

(エ) 市及び県は、市民及び企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ 地域に求められる役割

(ア) 市民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害予防・応急対策を共同で行うよう努める。

(イ) 企業等は、その立地地域において、市民の行う防災活動への協力を努める。

(ウ) 市及び県は、市民及び企業等による地域の安全を確保するための取組みの推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割

(ア) 市、県及び防災関係機関は、災害時における市民等の安全確保並びに被災者の救済及び支援等の応急対策全般を迅速かつ有効に実施できるよう、次の取組により災害対応能力の維持と向上に努める。

a 専門知識を持った職員の養成及び配置並びに災害時の組織体制の整備

b 災害時において必要な機能が停止しないための庁舎、設備、施設、装備等の整備

c 職員の教育、研修及び訓練の実施

d 国の研修期間等及び市及び県の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等

との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築

e ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化

f 災害対応業務のプログラム化、標準化

g 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時から構築

h 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用

(イ) 市、県及び防災関係機関は、平時から、住民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。

(ウ) 市、県及び防災関係機関は、市民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、的確な周知に努めなければならない。

(エ) 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市、県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。

(オ) 市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

#### エ 支援と協力による補完体制の整備

市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国及び他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

#### (2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

ア 各業務の計画の策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係する各節において具体的な対応策を示す。

イ 各業務の計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

#### (3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

#### (4) 複合災害への配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害など比較的少ないが、全国屈指の豪雪地帯であること等を踏まえ、積雪期などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）に備え、各業務においてあらかじめ考慮する。震災対策編

第1章第4節「複合災害時の対策」において統括的な方針を示すほか、第2章及び第3章の関係する各節において具体的な対応策を示す。

(5) 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を確保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

## 2 市民及び防災関係機関の責務

(1) 市民及び企業等

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民及び企業等はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民及び企業等は、災害時には自ら及び保護すべき者の身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動への参加及び協力並びに地域における自主防災活動を積極的に行う。

(2) 小千谷市

本市は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、本市の地域並びに市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民等の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

また、小千谷市消防本部（以下「消防本部」という。）は、あらゆる災害に対応できるよう、組織及び感染症対策を含めた施設の整備拡充を図り、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に定める消防の任務にあたる。

(3) 新潟県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

ア 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業、団体及び地域住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

エ 市町村の防災活動を支援し、かつ、その調整を行う。

オ 平常時から自主防災組織やNPO等のボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。

カ この計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

#### (4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### (6) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町村、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 3 各機関の事務又は業務の大綱

小千谷市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、新潟県、県内各市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内のその他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて本市の地域にかかる防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。なお、次表に記載のない機関については、県地域防災計画を参照する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
小 千 谷 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小千谷市防災会議に関すること。</li> <li>○ 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。</li> <li>○ 災害予警報等の情報伝達に関すること。</li> <li>○ 被災状況に関する情報伝達に関すること。</li> <li>○ 災害時の広報活動、避難指示等並びに高齢者等避難に関すること。</li> <li>○ 被災者の救助に関すること。</li> <li>○ 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。</li> <li>○ 清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。</li> <li>○ 消防活動及び浸水対策活動に関すること。</li> <li>○ 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。</li> <li>○ 要配慮者の相談及び援護に関すること。</li> <li>○ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。</li> <li>○ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</li> <li>○ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設及び設備の整備に関すること。</li> <li>○ ガス、水道等公営事業の災害対策に関すること。</li> <li>○ し尿の処理及び処分に関すること。</li> <li>○ 可燃ごみの処理及び処分に関すること。</li> <li>○ 不燃ごみの処理及び処分に関すること。</li> <li>○ 火災予防及び火災による災害防止に関すること。</li> <li>○ 水害の予防、拡大防止及び応急復旧に関すること。</li> <li>○ 災害時における消火及び救助活動に関すること。</li> <li>○ 被害状況の調査及び報告に関すること。</li> </ul>

<p>新 潟 県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新潟県防災会議に関すること。</li> <li>○ 市、指定公共機関及び指定地方公共機関が行う防災業務の総合調整に関すること。</li> <li>○ 災害予警報等の情報伝達に関すること。</li> <li>○ 被災状況に関する情報収集に関すること。</li> <li>○ 災害時の広報活動に関すること。</li> <li>○ 避難指示等に関すること。</li> <li>○ 市の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること。</li> <li>○ 本市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。</li> <li>○ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。</li> <li>○ 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置の援助に関すること。</li> <li>○ 本市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。</li> <li>○ 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。</li> <li>○ 被災要配慮者の相談及び援護に関すること。</li> <li>○ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。</li> <li>○ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</li> <li>○ 緊急通行車両の確認に関すること。</li> <li>○ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設及び設備の整備に関すること。</li> <li>○ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>○ 他の都道府県に対する応援要請に関すること。</li> </ul>
<p>新 潟 県 警 察 本 部 小 千 谷 警 察 署</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること。</li> <li>○ 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること。</li> <li>○ 行方不明者の捜索及び死体の検死に関すること。</li> <li>○ 犯罪の予防及び取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること。</li> </ul>

指 定 地 方 行 政 機 関	小出労働基準監督署	○ 災害時における産業の安全確保措置に関すること。
	北陸農政局 新潟支局	○ 災害時における職員派遣に関すること。
	中越森林管理署	○ 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること。 ○ 民有林直轄治山事業の実施に関すること。 ○ 災害復旧用資材（国有林材）の確保及び供給に関すること。
	信濃川河川事務所	○ 信濃川中流及び大河津分水路についての改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報
	湯沢砂防事務所	○ 国の指定した直轄工事施工区域内における砂防業務の実施及び災害復旧に関すること。
	長岡国道事務所	○ 国道の維持修繕及び災害復旧に関すること。 ○ 一般国道の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること。
陸上自衛隊 高田駐屯地	○ 防災関係資料の収集と災害派遣準備体制の確立に関すること。 ○ 災害時における県の情報収集活動への協力に関すること。 ○ 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救護活動の実施に関すること。	
指 定 公 共 機 関	日本郵便株式会社 小千谷郵便局	○ 災害時における郵政事業運営の確保、郵政事業に係る特別事務取扱及び援護対策に関すること。
	東日本旅客鉄道(株) 小千谷駅	○ 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること。
	東日本旅客鉄道(株) 信濃川発電所	○ 山本山調整池の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること。
	東日本電信電話(株) 新潟支店	○ 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること。
	(株)NTT ドコモ新潟支店	○ 災害時における緊急通話手段の確保及び気象警報等の伝達に関すること。
	(株)KDDI 新潟支店	
	ソフトバンク(株)	
	東北電力ネットワー ク(株)長岡電力センタ ー	○ 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること。 ○ 災害時における電力の供給の確保に関すること。
日本通運(株)小千谷支店	○ 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。	

	日本赤十字社 新潟県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における医療救護に関すること。</li> <li>○ 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること。</li> <li>○ 災害時における輸血用血液の供給に関すること。</li> <li>○ 災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること。</li> <li>○ 労働奉仕班の編成、派遣のあっせん及び連絡調整に関する こと。</li> </ul>
	東日本高速道路(株) 新潟支社 長岡管理事務所 湯沢管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高速自動車国道の防災管理に関すること。</li> <li>○ 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保に関する こと。</li> <li>○ 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること。</li> </ul>
指 定 地 方 公 共 機 関	土地改良区	○ 水門、水路、ため池等の施設の防災管理及び災害復旧に関 すること。
	越後交通(株)小千谷営業所	○ 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	(株)新潟放送	○ 津波警報、気象警報等の放送に関すること。 ○ 災害時における広報活動に関すること。
	(株)NST新潟総合テレビ	
	(株)テレビ新潟放送網	
	(株)新潟テレビ21	
	(株)FMラジオ新潟	
	長岡移動電話システム(株)	
(株)新潟日報社長岡支社	○ 災害時における広報活動に関すること。	
そ の 他 の 公 共 的 団 体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	小千谷商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関す ること。</li> <li>○ 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力及びあっ せんに関すること。</li> </ul>
	越後おぢや 農業協同組合	○ 災害時における緊急物資の調達並びに救助用物資及び資 材の確保及び斡旋に関すること。
	小千谷市魚沼市 医師会	○ 災害時における医療救護に関すること。
	一般診療所・病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における受入患者に対する医療の確保に関するこ と。</li> <li>○ 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。</li> </ul>
	一般運輸事業者	○ 災害時における緊急輸送に関すること。
	危険物関係施設の管理者	○ 災害時における危険物の保安措置に関すること。
	社会福祉法人 小千谷市 社会福祉協議会	○ 市災害ボランティアセンターの設置に関すること。

コミュニティ推進組織、 町内会、集落、自主防災 組織等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 防災活動への協力に関する事。</li><li>○ 避難誘導への協力に関する事。</li><li>○ 避難所運営への協力に関する事。</li><li>○ 防災知識の普及に関する事。</li><li>○ 自主防災組織の組織化の促進に関する事。</li></ul>
-----------------------------------	---

## 第3節 小千谷市の自然条件

### 1 地理的概要

小千谷市は、新潟県のほぼ中央部に位置し、信濃川に沿って南北にのびる細長い河岸段丘にひらけた都市である。

東西の範囲は、東経138°44′(孫四郎)から東経138°54′(十二平)、南北は北緯37°12′(池之平)から北緯37°23′(八島)の間にあり、面積は155.19km<sup>2</sup>である。

小千谷市の北部は、広大な新潟平野の南端部に接している。信濃川東岸は東山山脈の南東端にあたり、猿倉山・羽黒山・二子山列と金倉山山地のゆるやかな丘陵山地となっている。西側は東頸城山地の北端で200mから300mの丘陵山地が続いている。

小千谷市に隣接する市は北から西は長岡市、東は魚沼市、長岡市川口、南は十日町市である。

小千谷市の広さは東西に17.21km、南北に20.01kmで標高は中心部で50～80mと比較的低い。

最高標高は金倉山の581m、最低は片貝町(八島)の27mである。

### 2 地理

#### (1) 地形

小千谷市は、155km<sup>2</sup>余の総面積を有し、東西南の三方を丘陵地で囲まれ、北方だけが開けて広大な新潟平野につながっており、市域の43.4%を山林、原野が占めている。

市内は二分して南北に流れる信濃川流域に、小千谷台地、山本山台地、内ヶ巻台地などを中心に河岸段丘が形成され、段丘面と段丘崖からできている階段状の地形をなしており、まさに山あり河ありの自然に恵まれている地域である。

段丘は、信濃川の流れに沿って低くなっており、農用地は、山間地帯と平坦地帯とに区分することができる。

#### (2) 地質

本地域で見られる最も古い地層は、約700万年～500万年程前の新世代における新世紀後期の椎谷層で、鮮新世代の西山層、灰爪層とともに東部丘陵地帯と南部の一部に分布している。西部には魚沼層が広く分布し、段丘の基盤となっている。

また、東部の金倉山周辺には、西山層の火山角礫岩が分布している。中央信濃川流域では第四紀洪積段丘堆積物及び沖積層により構成されている。東部西山層においては、エゾタマキガイの貝化石が、野辺川の灰爪層からはキララガイの貝化石が発見され、さらに南西部に広がる魚沼層はシルト層、砂層等の各種地層からできており、魚沼層最下部累層からはトドやクジラの化石も発見されている。

土壌は洪積世の砂れき、砂、シルト、泥、及びこれらの互層を母材として地域に分布しており、一般に土層は浅く、段丘及び魚沼層群は、脆弱な地質から形成されているため、各地に地すべり、砂防等の指定地を多く抱えている。

### 3 気象

本市の気象は、日本海側特有の気候で、夏季は晴天が続き、高温多湿である。冬季は季節風が強

く、11月から降雪を見て翌4月まで根雪期間となり、平坦地で2～2.5m、山間地で3～3.5mの積雪で特別豪雪地域である。

年平均降水量は2,427mmで、冬期間は降雪による降水量が多く、日照時間は少ない。

年平均気温は、13.1℃、気温の最高は平成6年8月1日で39.5℃、最低は平成3年1月21日の-9.8℃と温度差も大きい。

風向きは、南東の風に一定しており変化が少ない。

(\*年平均降水量、気温-----平成元年から令和元年までの31年間)

(1) 雪

雪は、小千谷市を代表する自然現象である。

初雪は11月の下旬(平均初雪11月27日)で、雪消えは4月の下旬(平均4月1日)となっており、根雪の期間は平均99日である。

年最大積雪深は2月上旬頃で平均値は177cm、最大積雪深の最小値は令和2年2月の30cm、最大値は昭和56年1月の358cmである。

極大と極小の比は12:1となっており、雪下ろしに明け暮れる年もあれば雪下ろしには全く縁のない年もある。

◎過去50年間の積雪概況は下記のとおり

(昭和45年から令和2年まで)

事項	初雪	根雪	最深積雪	左月日	消雪	積雪積算値	年降雪量
平均値	11月27日	12月23日	177cm	2月9日	4月1日	9,957cm	735cm
極値	11月3日 (H21)	11月30日 (S45.46)	30cm	R2年 2月9.10日	2月26日 (H31)	203cm (R元~2)	93cm (R元~2)
	12月21日 (H16)	1月28日 (H元)	358cm	S56年 1月22日	5月3日 (S59)	29,438cm (S55~56)	1,615cm (S60~61)

観測所 昭和45年～平成16年 旧北陸農業試験場

平成17年～令和2年 小千谷市消防本部

(資料：新潟県小千谷市の気象70年報 農林水産省北陸農業試験場)

◎地域による積雪の相違

積雪も地域によって格差がある。平地、中間地、山間地3観測所の過去10年間の観測記録は次のとおり

平地・・・旧北陸農業試験場 (標高 63m)

中間地・・・旧池ヶ原小学校 (標高 175m)

※平成19年度より池ヶ原(古田)地内に移設

山間地・・・旧塩谷小学校 (標高 295m)

## 過去10年雪観測記録

	観測場所	初雪	融雪	根雪期間	最大降雪		最大積雪深	
平成23年度	元中子	12/16	4/21	128日	*	*	298cm	2/10
	池ヶ原	12/16	5/7	144日	75cm	2/10	370cm	2/10
	塩谷	12/16	5/12	149日	*	*	349cm	2/10
平成24年度	元中子	12/5	4/5	122日	*	*	272cm	2/22
	池ヶ原	12/5	4/30	147日	93cm	1/26	376cm	2/22
	塩谷	12/1	5/8	159日	*	*	392cm	2/22
平成25年度	元中子	12/11	3/29	109日	*	*	130cm	2/6
	池ヶ原	12/11	4/17	128日	84cm	2/6	236cm	2/6
	塩谷	12/7	4/28	143日	*	*	264cm	2/22
平成26年度	元中子	12/5	4/18	136日	*	*	219cm	2/11
	池ヶ原	12/5	4/27	145日	83cm	12/15. 2/10	321cm	2/11
	塩谷	12/3	5/3	153日	*	*	345cm	2/11
平成27年度	元中子	12/17	4/6	111日	*	*	74cm	1/25
	池ヶ原	12/17	3/31	105日	42cm	1/22	151cm	3/2
	塩谷	12/17	4/9	114日	*	*	205. 8cm	3/2
平成28年度	元中子	1/11	3/26	75日	*	*	91cm	2/15. 3/9
	池ヶ原	1/11	4/17	97日	68cm	1/14	198cm	3/9
	塩谷	12/10	4/25	137日	*	*	238. 4cm	3/10
平成29年度	元中子	12/12	4/1	111日	*	*	230cm	2/14
	池ヶ原	12/12	4/17	127日	48cm	12/13. 1/30	311cm	2/14
	塩谷	11/20	4/23	133日	*	*	339cm	2/14
平成30年度	元中子	11/23	4/5	134日	*	*	99cm	2/14
	池ヶ原	11/23	4/6	135日	28cm	12/15. 1/22	126cm	2/14
	塩谷	11/23	4/16	145日	*	*	187. 1cm	2/14
令和元年度	元中子	11/30	3/30	122日	*	*	34cm	2/9
	池ヶ原	11/30	3/31	123日	37cm	2/6	60cm	2/9
	塩谷	11/29	3/31	124日	*	*	71cm	2/11
令和2年度	元中子	12/14	3/29	105日	*	*	221cm	1/11
	池ヶ原	12/14	4/16	123日	75cm	1/2	291cm	2/19
	塩谷	12/14	4/21	128日	*	*	332. 8cm	2/19

\* 印は、無人気象観測装置導入のため降雪データは観測不能

## 第4節 小千谷市の社会的条件

### 1 人 口

市の人口は、昭和31年をピークとして緩やかな減少傾向を示しており、山間地や人口密集地ではその傾向が顕著である。平成17年と平成27年を比較したとき、人口の減少が特に著しい地域は山辺地区、岩沢地区、真人地区であり、増加した地区は、なかった。

また、人口の高齢化も本市の抱える問題の一つである。平成27年10月1日現在における高齢者（65歳以上）の割合は32.3%となっており、高い水準となっている。

### 2 土地利用状況

本市の土地利用は、市街地、農山村地域及び丘陵地域に分けられる。市街地は、そのほぼ中央を流れる信濃川により JR 上越線小千谷駅を中心とする東地域と、関越自動車道小千谷 IC を含む西地区に分断されている。中心市街地の北部には片貝地域がある。中心市街地では、現在旭橋、小千谷大橋、越の大橋、山本山大橋が東西市街地の交流軸であり、東西の均衡ある市街地の発展が期待されている。市街地の周辺部は4か所の工業団地があり、大規模企業の進出により工業地域を形成している。農山村地域には水田を中心とした優良農地が多く、そのほとんどが農用地区域に指定されているが、近年、市街化の進展が見られる。丘陵地の自然緑地である山林・原野は、市域の約4割を占め、その自然景観は重要であり、山本山、朝日山、金倉山は県立自然公園に指定されている。

### 3 産 業

平成17年の産業別就業人口は、第1次産業1,872人(8.8%)、第2次産業8,927人(42.0%)、第3次産業10,408人(49.0%)であるが、平成27年には、第1次産業1,368人(7.3%)、第2次産業7,154人(38.1%)、第3次産業10,159人(54.1%)となっている。

### 4 交 通

本市の交通網は高速自動車道、国道、県道など36路線の主要道路とそれらを結ぶ市道、及びJR上越線、飯山線により形成されている。

- 高速自動車道 1路線（関越自動車道）
- 一般国道 5路線  
（国道17号、国道117号、国道291号、国道351号、国道403号）
- 県 道 30路線
- JR上越線 小千谷駅（東小千谷地区）
- JR飯山線 内ヶ巻駅（川井地区）、越後岩沢駅（岩沢地区）

本市の西部には関越自動車小千谷インターチェンジ、東小千谷にはJR上越線小千谷駅があり、これらの玄関口から30分で長岡市・十日町市・南魚沼市と、1時間で新潟市・上越市、3時間で首都東京と結ばれている。

## 第5節 小千谷市の既往の主な災害

### 1 大雨、台風等による災害

○明治18年7月・・・明治18年洪水

五辺部落の堤防500mが決壊、神明神社東方にあった4戸が流出し、部落は西端の現位置に移った。

○明治24年6月15日・・・明治24年信濃川洪水

川井村に被害があった。

○明治28年3月28日、29日・・・明治28年信濃川洪水

高梨の堤防80間決壊、小学校・村役場は浸水し、小学校は4月7日まで休校した。

○明治29年7月22日、23日・・・明治29年信濃川大洪水

この洪水は明治年最大のものであった。この年は7月上旬から雨量が多かったが、20日頃から豪雨増水し、21日にやや減水したが、22日大增水、上流から無数の根返り杉が流れて来て旭橋の塵除杭にひっかかり、橋の東部65間が流出した。また、警戒中の消防団員2名が、湯殿川の濁流に飲まれて死亡した。

○大正3年7月26日

暴風雨襲来、船岡山東側が崩れ延長35間。全壊家屋5戸、半壊3戸、床上浸水22戸、死者1人、負傷者4人の被害があった。

○大正3年8月14日

大洪水により、旭橋及び中子橋が落ちた。この洪水で川岸町の税務署は稲荷町に移転した。

○昭和20年10月6日

信濃川大增水により旭橋の鉄橋部分が傾き、更に続く9日の出水のため橋脚沈下、遂に「く」の字形に大傾斜し通行止となる。

○昭和36年9月16日・・・第2室戸台風

小千谷小学校校舎一部倒壊、各所に大きな被害が出る。平成2丁目照専寺境内10本の杉の木が倒れ、前日上棟式を挙げた五辺徳善寺倒壊。

○昭和53年6月26日・・・6.26梅雨前線豪雨

6月25日正午前から降り始めた雨は、27日早朝をピークに、この季節には例を見ない集中豪雨となった。当市においては、旧農林省蚕糸試験場における雨量は196.5ミリを記録し、観測史上最高の記録となった。

最高水位・・・48m11cm（27日 16：00）

※豪雨対策本部を設置（6月27日）

被害状況

建物は破損・・・5棟、床上浸水・・・1棟、床下浸水・・・135棟  
農林関係、土木施設等に被害あり。

消防機関の出動状況（6月26日から7月1日までの延人員）

消防職員146人、消防団員2,100人

○昭和56年8月23日・・・・・・台風15号による信濃川洪水

台風15号の接近により、22日午後1時過ぎには、県外全域が雨となり信濃川小千谷観測所では、23日午後9時にははん濫注意水位を超え、同日12時には48m35cmを記録した。この異常出水により、信濃川中州に住民4人が取り残され、消防署及び警察署で現場に急行、県警ヘリコプターの出動要請を行うと同時に、消防署独自の救出作業を実施中にボードが転覆し、消防職員1人が死亡、また、ヘリコプターにより住民3人を救出したが1人（主婦）が死亡した。

※豪雨対策本部を設置（8月23日）

被害状況

死者・・2名、床上浸水・・27棟、床下浸水・・47棟

消防機関等の出動状況

消防職員51人、消防団員500人

市職員の緊急動員198人

○昭和57年8月2日・・・・・・台風10号による信濃川洪水

台風10号は、北魚、中魚を中心に集中的な降雨をもたらし、8月2日午前5時頃、はん濫注意水位突破、同11時47m40cmを記録した。

被害状況

市内全域、特に信濃川右岸河川公園への浸水

消防機関の出動状況

消防団員47人

○昭和57年9月12日・・・・・・台風18号による信濃川洪水

前線の活動と台風18号による降雨は、信濃川上流及び中流において大雨となった。11日夜から降り始めた雨は、12日昼過ぎから台風の接近に伴い一段と強くなり、13日10時頃まで続いた。

信濃川小千谷観測所では、12日午後4時ははん濫注意水位を突破し、13日午前10時49m15cmの水位を記録した。

※信濃川洪水対策本部を設置（9月12日）

被害状況

床上浸水・・・・15棟、床下浸水・・・・85棟

消防機関等の出動状況

消防職員82人、消防団員880人

市職員緊急動員50人

○昭和58年9月29日・・・・・・台風10号による信濃川洪水

9月27日朝から千曲川地域で降り始めた雨は次第に中流域に移り、台風の接近に伴って28日朝から強く降り、信濃川小千谷観測所では、28日午後1時48m59cmを記録した。

被害状況

床上浸水・・・1棟、床下浸水・・・3棟

消防機関の出動状況

消防職員55人、消防団員544人

○昭和59年8月30日

7月22日の梅雨明け以後、ほとんど雨は降らず干ばつの被害が心配されていた矢先、30日早朝から降り出した。

午前11時には総降雨量100ミリに達し、特に午前8時から9時までの時間雨量は30.5ミリとなった。このため、中・小河川が氾濫し、被害は市内全域に広がった。

被害状況

床上浸水・・・12棟、床下浸水・・・94棟

消防機関の出動状況

消防職員55人、消防団員286人

○平成16年7月16日・・・7.13新潟豪雨

日本海から新潟県付近に停滞していた梅雨前線が、7月12日夜から活発化し、特に13日朝から昼過ぎにかけて中越地域を中心に非常に激しい雨をもたらし、夜に入っても降り続いた。これにより、三条市、旧中之島町、見附市などで住宅地、工場、農地などが浸水し、死者及び重軽傷者が出た。

その後、梅雨前線は、14日に一旦は東北地方まで北上したが、15日には再び新潟県付近に停滞し、16日から18日朝にかけて中・下越の所々で激しい雨が降り18日に福井市付近に南下するまで大雨が降り続いた。

本市においては16日から18日にかけて激しい雨が降り、特に16日の午後5時から6時までの時間雨量は42.5ミリとなった。このため、中・小河川が氾濫し、被害は市内全域に広がった。

※7.16水害小千谷市災害対策本部を設置（7月16日）

被害状況

床上浸水・・・2棟、床下浸水・・・262棟、

非住家・・・34棟

農林水産関係、土木施設等に被害有り

消防機関の出動状況（16日から18日まで）

消防団員 延べ1,057人

## 2 豪雪による災害

### ○35 豪雪

12月30日、一夜で2mを超える豪雪により、上越線は不通となり、正月帰省客約1500人を民家に分宿、1月2日午後4時に頃開通となる。

### ○38 豪雪

1月21日より連続10日間の降雪により大豪雪となる。23日より中・下越の国鉄は全線麻痺状態、2月8日に自衛隊986人救援、2月20日まで従事することとなる。

### ○56 豪雪

12月中旬に降り出した雪はそのまま根雪となり、その後も冬型の気圧配置は弱まらず大雪をもたらし、平地で3m、山間地で5mを超える積雪を記録。38豪雪を上回る豪雪となった。

※豪雪対策本部を設置（56. 1. 7～3. 31）

#### 被害状況

死者・・・1人、負傷者・・・7人（重傷者1人、軽傷者6人）

住家被害・・・全壊2棟、床上浸水・・・4棟・床下浸水・・・2棟

### ○59 豪雪

初雪は、11月中旬、根雪は、12月中旬とほぼ平年並みであったが、その後一変し、低温・豪雪の一冬となった。1月下旬から冬型の強い気圧配置となり、大雪警報が数回発表され、豪雪災害対策本部が設置される中3月上旬まで雪はほとんど毎日のように降り続き、3月8日に今年の最高積雪深を記録した。

※豪雪対策本部を設置（59. 1. 26）

※豪雪災害対策本部に切替え（59. 2. 6）

※豪雪災害対策本部を設置（59. 2. 9）

#### 被害状況

死者・・・2人、負傷者・・・27人（重傷者14人、軽傷者13人）

住家被害・・・半壊2棟・一部破損3棟、床下浸水・・・1棟

### ○60 豪雪

初雪、根雪は、ともにほぼ平年並みであったが12月下旬には強い冬型の気圧配置が続き、12月22日から31日までの間に3回にわたる大雪警報が発表され、年末集中豪雪となった。

※豪雪対策本部を設置（59. 12. 28）

※豪雪災害対策本部に切替え（59. 12. 31）

#### 被害状況

負傷者・・・27人（重傷者19人、軽傷者8人）

住家破損・・・半壊2棟・一部破損241棟

### ○61 豪雪

初雪は、平年より半月早い11月中旬、根雪はほぼ平年並みの12月中旬となった。1月、2月においては連日のように降雪があり1月10日には、異常豪雪対策本部が設置され、2月中旬には各観測所において最高積雪深が記録された。

農林水産省の蚕糸試験場においては、1月9日の日降雪量観測史上最も多い111cmを記録し、年間総降雪量においては、20年豪雪の1,673cmに次ぐ1,615cmとなった。また、最高積雪深については、2月11日352cmを記録している。

※異常豪雪対策本部を設置（61. 1. 10）

※豪雪災害対策本部に切替え（61. 1. 11）

#### 被害状況

死者・・・1人、負傷者・・・4人（重傷者2人、軽傷者2人）

住家被害・・・1部破損29棟

### ○平成17年豪雪

初雪は平年並みの12月下旬であったが、1月、2月においては非常に強い寒気が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れたため、連日のように降雪があり2月1日には、豪雪対策本部が設置された。3月に入っても、日本海側の山沿いを中心に大雪となる日がたびたびあった。

このため、2月を中心に、中越地震により損傷を受けていた家屋の倒壊、除雪中の事故、交通障害等が多発した。

※豪雪対策本部を設置（H17. 2. 1）

※豪雪対策本部を廃止（H17. 3. 31）

#### 被害状況

死者・・・4人、負傷者・・・4人（重傷者2人、軽傷者2人）

住家被害・・・31棟、非住家被害・・・37棟

### ○平成18年豪雪

12月から1月上旬にかけて非常に強い寒気団が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れたため、日本海側では記録的な大雪となった。

1月中旬以降も、山沿いを中心に大雪となる日がたびたびあった。このため、12月中旬から1月中旬を中心に、人的被害が発生したほか、家屋の損壊や交通障害等、多数の被害が発生した。

12月からの度重なる大雪により、降雪量は、12月～1月上旬にかけて全般に平年を大きく上回った。

なお、3月に入ると各地で融雪により積雪量は徐々に減少したが、山沿いでは平年より積雪の多い状態が続いた。

※豪雪対策本部を設置（H18. 1. 6）

※豪雪災害対策本部に名称変更（H18. 1. 13）

※豪雪対策本部を廃止（H18. 4. 13）

被害状況

死者・・・1人、負傷者・・・2人（重傷者1人、軽傷者1人）  
非住家被害・・・2棟

### 3 大火災による災害

○昭和12年5月5日・・・五辺大火

5月5日午前11時過ぎ五辺部落にて子供の弄火による火災発生、烈風の為住宅68棟、納屋40棟、土蔵13棟、神社1棟、寺院1棟、工場1棟、計124棟が焼失し、死者4名重軽傷者多数をだす。信濃川対岸にまで飛火し1戸焼失した。

○昭和33年6月8日・・・小栗山大火

6月8日午前0時20分頃、当時の小栗山集落入口の民家から出火した火は発見の遅れで付近の3棟に延焼し、さらに集落内の一本道をたどるように山側へ延焼を続け、消防水利の不足と山間地の複雑な地形により消火活動が困難を極め大火となった。

被害状況

死者・・・1人（火元）、負傷者・・・3人  
建物被害・・・全焼 住宅11棟、土蔵3棟（延面積3361.97㎡）

○昭和42年2月3日・・・本町大火

2月3日午前5時20分頃、本町2丁目の店舗併用住宅の1階居間付近から出火、早朝の出火による発見の遅れと木造建築の多い密集地であり、さらに当時の積雪（168cm）が消火活動の障害となり大火となった。

被害状況

死者・・・2人（火元1人、類焼1人）、負傷者・・・1人  
建物被害・・・全焼 店舗併用住宅5棟  
部分焼 4棟（延面積 1083.5㎡）

○昭和60年8月15日・・・本町大火

8月15日午後8時26分頃、本町1丁目（旧本町4丁目）の住宅2階から出火、初期消火の失敗により火災が拡大し、隣接していた大型スーパーに延焼、幸いに死傷者はなかったものの多大な損害が発生した災害となった。

被害状況

建物被害・・・全焼 住宅、店舗3棟（延面積1749.19㎡）  
損害額・・・1億4千万円